

一般社団法人PMI日本支部定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人PMI日本支部と称する。

(目的及び事業内容)

第2条 この法人は、会員のために、世界標準プロジェクトマネジメントに関する情報拠点機能を果たし、その活用能力の向上を図ることにより、社会の持続的発展に貢献することを社員共通の目的として、次の事業を行う。

1. プロジェクトマネジメント情報の収集・発信
2. プロジェクトマネジメント技術の調査・研究
3. プロジェクトマネジメントスキルの啓発・普及
4. プロジェクトマネジメントに関わる教育・研修
5. プロジェクトマネジメント職能の普及・拡大
6. プロジェクトマネジメント実践活動の支援
7. PMI本部活動の支援
8. 他のマネジメント手法との融合の促進
9. 前各号に掲げる事業に附帯関連する一切の事業

(非営利型法人としての原則)

第3条 この法人は、法人税法2条9の2イに該当する非営利性が徹底された法人である。

(主たる事務所の所在地)

第4条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

(公告の方法)

第5条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- ② 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合には、官報に掲載する方法による。

第2章 基金

(基金)

第6条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第7条 基金は、この法人が解散するときまで返還しない。

(基金の返還の手続き)

第8条 基金の返還は、定時社員総会において返還すべき基金の総額についてのみ決議し、

その後の具体的な基金の返還に関する事項については理事会が決定する。

第3章 社員

(社員たる資格の得喪に関する規定)

第9条 別途定める会員による選挙手続きにより選出された理事をこの法人の社員たる資格を有する者とする。

(設立時の社員の指名または名称及び住所)

第10条 設立時の社員の氏名または名称及び住所は別表1のとおりとする。

(退社)

第11条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1ヵ月以上前にこの法人に対して、書面をもってあらかじめ退社の申し出をするものとする。

② 前項の場合のほか、社員は次に掲げる事由により退社する。

1. 総社員の同意
2. 死亡又は解散
3. 除名
4. 理事の資格の喪失

③ 社員がこの法人に対して法律上認められた各種訴権を行使中には、理事としての任期満了(前項4号に該当)によっては退社しないものとする。但し、各種訴権とは社員たる地位に基づくものに限る。

第4章 社員総会

(社員総会)

第12条 この法人は、毎決算期後3ヵ月以内に定時社員総会を開き、必要に応じて、臨時社員総会を開催するものとする。社員総会は総社員の議決権の過半数を有する社員の出席をもって成立する。

(議決権)

第13条 社員は、各1個の議決権を有する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、理事会の決議に基づいて第27条で定める会長がこれを招集する。

② 代表理事に差し支えのあるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により他の理事がこれに当たる。

③ 会長に差し支えのあるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により他の理事がこれに当たる。

④ 社員総会の招集通知は、会日の1週間前までに各社員に対して発信する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

⑤ 社員総会は、総社員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

(社員による招集請求)

第15条 総社員の議決権の5分の1以上を有する社員は、社員総会の目的たる事項および招集の理由を記載した書面を会長に提出して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

② 会長に差し支えがあるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

(議決権の代理行使)

第17条 社員は、この法人の他の社員又は会長の承認を得たものを代理人として議決権を行使することができる。

② 前項の場合には、総会ごとにあらかじめこの法人に委任状を提出しなければならない。

(議決の方法)

第18条 社員総会の決議は、法令または定款に別段の定めのある場合のほか、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって決する。投票が賛否同数で2回目の投票でも賛否同数の場合、事案は否決とする。

(議事録)

第19条 社員総会の議事は、法務省令に定める事項を議事録に記載し、議長及びその会議において出席した社員の中から選任された議事録署名人2名以上がこれに署名又は記名押印する。

第5章 会員

(会員)

第20条 この法人は、PMIの定める日本支部会員を会員とする。

(会員の権利と義務)

第21条 会員の権利義務に関しては、PMIの定めによる。会員はこの法人の社員・理事を選挙することができる。

② 会員は、法律上社員に対して通常認められている役員の監督権限を有する。但し、そのことにより社員総会の議決権を有することとはならないものとする。

(会員に対する情報開示)

第22条 会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に定める、社員が有するこ

の法人に対する情報開示請求権と同等の権利を有する。

第6章 役員

(理事及び監事の員数)

第23条 この法人には、理事24名以内及び監事2名以上を置く。

(理事及び監事の選任)

第24条 この法人の理事は、別途定める会員による選挙手続きにより選出された者を社員総会において選任する。

② この法人の監事は、社員総会にて選任する。

(理事の親族制限)

第25条 理事のうちには、それぞれの理事について、当該理事、その配偶者及び三親等以内の親族、並びに当該理事と特別の関係がある者が理事の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

② 前項の特別の関係がある者とは、次に掲げる者とする。

- 1 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- 2 当該理事の使用人
- 3 前2号に掲げる者以外の者であって、当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- 4 前2号に掲げる者の配偶者
- 5 第1号から第3号までに掲げる者の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(理事及び監事の任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、監事の任期は、選任後4年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

② 任期満了前に退任した理事の補欠として、または増員により選任された理事の任期は、前任者または他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

③ 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(代表理事及び役付理事)

第27条 この法人に代表理事を2名置き、理事会において選定するものとする。

② この法人に会長1名及び副会長1名以上を置くこととし、理事会の決議によって理事の中から選定する。

③ 前項の会長1名及び副会長のうち理事会の決議によって選定された1名をもって一般社団法人法が定める代表理事とする。

(理事会)

第 28 条 この法人は、理事をもって理事会を組織し、業務の執行を決定する。理事会は過半数の理事の出席をもって成立する。

② 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

③ 会長に差し支えのあるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

④ 理事会の決議は、理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数をもって決する。

(理事会の招集)

第 29 条 理事会は、会長がこれを招集する。

② 会長に差し支えがあるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

③ 理事会の招集通知は、会日の 3 日前までに各理事及び各監事に対して発信する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

④ 理事会は、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。

(理事会決議の省略)

第 30 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会議事録)

第 31 条 理事会の議事は、法務省令に定める事項を議事録に記載し、出席した代表理事及び監事がこれに署名又は記名押印する。

(理事及び監事の報酬並びに退職慰労金)

第 32 条 理事及び監事の報酬ならびに退職慰労金は無報酬とする。

第 7 章 計算

(事業年度)

第 33 条 この法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの年 1 期とする。

(剰余金の分配の禁止)

第 34 条 この法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

(残余財産の帰属)

第 35 条 この法人が解散（合併又は破産による解散の場合を除く）した時に残存する財産については、社員総会の決議により、法人税法施行令第 3 条第 1 項第 2 号に規定されている法人、国若しくは地方公共団体に帰属させる。

第 8 章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第 36 条 この定款を変更するには、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の議決権を有する者の賛成を要する。

(解散)

第 37 条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 合併（合併によりこの法人が消滅する場合に限る）
- (3) 社員が欠けたこと
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 解散を命ずる裁判

第 9 章 附則

(規約等)

第 38 条 この法人は、本定款の他に理事会の決議をもって別途各種規約を定めることができる。

(規定外事項)

第 39 条 この定款に規定のない事項は、すべて一般社団法人法その他の法令並びに本定款第 38 条に規定する各種規約等によるものとする。

別表 1

(以下は記録目的の定款原文)

以上、有限責任中間法人PMI東京支部を設立するため、この定款を作成し、各社員がこれに記名押印する。なお、本法人はPMI東京（日本）支部の法人化により設立するものである。

平成17年2月18日

千葉県浦安市美浜四丁目22番4号

瀬尾恵

埼玉県越谷市東越谷三丁目15番地18

青木富夫

神奈川県鎌倉市七里ガ浜東三丁目 1 7 番 1 号

大小田隆